

(仮称) 亀岡市手話言語等コミュニケーション条例素案 (骨子)

前 文

- ・手話は、音声言語である日本語とは異なる言語であること。
- ・ろう者にとっての手話の大切さと手話を取り巻く歴史、現状
- ・コミュニケーションについては、ろう者だけでなく、多くの障害者が困難を抱えている
- ・あらゆる障害者のコミュニケーション手段の普及を促進することにより、すべての市民が互いに人格と個性を尊重し、支え合いながら自分らしく豊かに暮らすことができる地域社会を構築する

目 的

- ・情報保障及び意思疎通の保障並びに手話言語等の普及及び理解の促進を図ることにより、障害のある人もない人もすべての市民が互いに人格と個性を尊重し、支え合いながら生きる共生社会を実現すること

基本理念

- ・市及び市内の事業者が手話を1つの言語として取り扱うこと。
- ・市は意思疎通を図る場合、合理的配慮を行うこと。
- ・災害時等の緊急時における、コミュニケーション支援
- ・合理的配慮の提供についての市民啓発

定 義

- ・障害、市の施策、合理的配慮、ろう者等に関する用語を定義

市の責務

- ・市による施策の実施
- ・手話言語等コミュニケーション手段の普及及び理解推進
- ・市民、事業者、他市町村及び府との連携、協力
- ・予算の範囲内での必要な財政上の措置

市民・当事者・関係団体・事業者の役割

- ・手話言語等コミュニケーション手段の利用、理解及び普及

施策の推進及び運営

- ・計画的な施策推進
- ・手話言語等コミュニケーション手段を取得する機会の創出
- ・コミュニケーション支援者等の確保及び養成支援

(仮称) 亀岡市手話言語等コミュニケーション条例に関する経過報告

1. 手話言語条例を取り巻く情勢

- ・平成28年6月 「手話言語法を求める全国市区長会」発足
(発足時から桂川市長も参画)
- ・手話言語条例制定状況 13県 88市町 合計101自治体で制定
- ・京都府下では、京都市、城陽市、向日市で制定済
- ・制定準備中 京都府、宇治市、綾部市、福知山市

2. 亀岡市でのコミュニケーション支援に関する主な取り組み経過

- ・昭和50年度 手話通訳士(正規職員)採用
- ・現在、障害福祉課では正職員1名、嘱託職員1名を採用
- ・総合福祉センターに正職員1名、再任用職員1名を採用
- ・市内の手話通訳者約20名を派遣
- ・平成28年3月「災害時における手話を主たる言語とする聴覚障害者への支援に関する協定」を亀岡市・亀岡市登録手話通訳者会・口丹聴覚障害者協会亀岡支部の3者で協定締結

3. 亀岡市の条例制定検討経過

- ・平成28年4月広く障害者への差別解消とともに合理的配慮を求める「障害者差別解消法」施行により、コミュニケーション支援の必要性
- ・平成29年4月23日 京都ろうあ者大会で桂川市長が条例制定表明

4. 条例制定にかかわる手順

- ・亀岡市障害者施策推進協議会委員、障害当事者及びコミュニケーション支援者による「条例案検討委員会」を設置し、数回の会議を開催して条例素案を作成
- ・パブリックコメントを経て、30年3月市議会に条例案を提案
- ・30年4月条例施行

5. 条例素案検討部会委員

- ・中村雄一会長
- ・酒井忠繁委員
- ・法貴香代委員
- ・口丹聴覚障害者協会亀岡支部代表
- ・亀岡市難聴者協会代表
- ・亀岡市登録手話通訳者会代表
- ・亀岡市要約筆記者代表